

# 第12期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

## 連結注記表 個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

株式会社ジー・スリーホールディングス

「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <https://www.g3holdings.com/>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ①連結子会社の状況

- |           |   |
|-----------|---|
| ・連結子会社の数  | 5社  |
| ・連結子会社の名称 | 株式会社エコ・テクノサービス<br>株式会社ジー・スリーファクトリー<br>合同会社エコ・グリーン1号<br>合同会社エコ・グリーン3号<br>合同会社サンパワー鯉淵 |

合同会社エコ・グリーン2号は2022年3月1日に持分のすべて譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

盛岡市大ヶ生太陽光発電合同会社、及び飯塚市有井太陽光発電合同会社は2022年4月15日に新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

盛岡市大ヶ生太陽光発電合同会社、及び飯塚市有井太陽光発電合同会社は2022年8月25日に持分のすべてを譲渡したため、連結の範囲から除外しております。

##### ②非連結子会社の状況

- |               |  |
|---------------|--|
| ・非連結子会社の名称    | 宮城川崎町メガソーラー合同会社  |
| ・連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。 |

#### (2) 持分法適用に関する事項

- |                     |   |
|---------------------|---|
| ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 | 宮城川崎町メガソーラー合同会社   |
| ・持分法の範囲から除いた理由      | 非連結子会社は小規模であり、当期純損益及び利益剰余金等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。 |

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ①重要な資産の評価基準及び評価方法

###### 有価証券

- ・ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法に基づく原価法であります。

###### 棚卸資産

- ・ 販売用不動産

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

なお、稼働中の太陽光発電関連資産については、定額法により減価償却を行っております。

- ・ 商品

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

##### ②重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

主な耐用年数

建物 3～18年

工具、器具及び備品 4～15年

機械及び装置 5～13年

###### 無形固定資産（のれんを除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数について、特許権は8年としております。ただし、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

##### ③重要な引当金の計上基準

###### 貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

##### ④のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の均等償却を行っております。

#### ⑤収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は顧客との契約から生じる収益として、主に再生可能エネルギー事業、サステナブル事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しております。

##### イ. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、主として太陽光発電所の販売事業、売電事業等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

##### (太陽光発電所の販売事業)

太陽光発電所の販売事業は、主に稼働中の太陽光発電所や太陽光モジュール等の仕入販売を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

##### (売電事業)

売電事業は、日本国内において太陽光発電による電気を、顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との売電契約に基づき電気の供給を行う義務を負っております。当該履行義務は、一定期間にわたる売電供給サービスに応じて充足されるものであり、供給した売電サービスに応じて収益を計上しております。

##### ロ. サステナブル事業

サステナブル事業は、主に健康食品及び基礎化粧品、並びに消毒用噴霧器を販売する事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

#### ⑥その他連結計算書類の作成のための重要な事項

- ・連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による当連結会計年度の損益に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準の適用による連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うこととしました。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産合計	656,067千円
無形固定資産合計	369,829千円

#### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、原則として、再生可能エネルギーセグメントについては発電所及び賃貸する土地を、それ以外はセグメントを独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングを行っております。減損の兆候があると認められる場合には、資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定します。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回り減損損失の認識が必要とされた場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額を減損損失として認識します。減損の兆候の有無及び認識の要否における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画及び過去の実績等を基礎とする将来キャッシュ・フローの見積りであります。

なお、前提とした環境等の変化により、将来キャッシュ・フローの見積りが変化した場合に減損損失の計上が必要となり、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 繰延税金資産の回収可能性

### ①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	8,267千円
--------	---------

### ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、繰延税金資産は将来の合理的な課税所得の見積額に基づき、回収可能性が認められる額を計上しております。繰延税金資産の回収可能性における重要な仮定は、事業環境や市場環境等を考慮した事業計画を基礎とする課税所得の見積りであります。

なお、前提とした環境等の変化により、課税所得の見積りが変化した場合、繰延税金資産の回収可能性が異なる結果となり、税金費用が増加もしくは減少し、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	62,893千円
--------------------	----------

### (2) 担保に供している資産

その他（投資その他の資産）	50,009千円
---------------	----------

### (3) 債務保証

連結子会社以外の会社の金融機関等からのリース債務に対し、債務保証を行っております。

株式会社Green Micro Factory	1,368千円
-------------------------	---------

### (4) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

#### ①所有権が留保されている資産

機械及び装置	444,161千円
--------	-----------

#### ②設備関係未払金残高

設備関係未払金	33,849千円
---------	----------

長期設備関係未払金	448,105千円
-----------	-----------

### (5) 偶発債務

当社グループは、過去の顧客・取引先から損害賠償等の請求を求める訴訟を複数提起されております。これら訴訟の請求額は合計で42,911千円であり、現在係争中であり、当社グループといたしましては、訴訟において当社グループの主張を行っていく方針であります。

## 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	17,860,720株	－株	－株	17,860,720株

### (2) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、必要な資金を銀行借入及び割賦取引等により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金については、主に賃貸借契約に係る預託金であり、預託先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金等は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金については、主に運転資金として調達しており、償還日は最長で決算日後約8年であります。

長期設備関係未払金は、主に太陽光設備取得に係る事業資金を割賦取引により調達しており、償還日は最長で決算日後約12年であります。

#### ③金融商品に係るリスク管理体制

##### イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について管理部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

また、敷金及び保証金については、契約に際して、相手先の信用状況を検討したうえで意思決定を行うとともに、回収懸念の把握に努めております。

##### ロ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、管理部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

#### (2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のないもの等は、次表に含めておりません（(3)の③をご参照ください）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①長期借入金(*2)	171,788	170,151	△1,636
②長期設備関係未払金(*3)	481,954	476,853	△5,101
負債計	653,742	647,004	△6,738

(\*1) 現金及び預金、売掛金、未収入金等、買掛金、未払金等につきましては、現金であること又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(\*2) 長期借入金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(\*3) 長期設備関係未払金に係る連結貸借対照表計上額及び時価については、1年内支払予定の長期設備関係未払金を含めております。

#### (3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融商品

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融商品

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	170,151	－	170,151
長期設備関係未払金	－	476,853	－	476,853
負債計	－	647,004	－	647,004

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

長期借入金及び長期設備関係未払金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

③市場価格のない金融商品等

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
敷金及び保証金	35,401

上記については、市場価格がない等により、時価開示の対象とはしておりません。

## 8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、北海道その他の地域において、賃貸用の土地を有しております。当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸収益(売上高に計上)は2,584千円であります。また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は、次のとおりであります。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			当連結会計年度末の時価
前連結会計年度末残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
53,739	－	53,739	55,621

(注) 当連結会計年度末の時価は、主として社外の鑑定人による鑑定評価額、及び固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

## 9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	再生可能エネルギー事業	新規エネルギー事業	サステナブル事業	
売上高				
顧客との契約から生じる収益	1,361,384	676	564,557	1,926,617
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	1,361,384	676	564,557	1,926,617

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」、 「(4) 会計方針に関する事項」、 「⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 10. 企業結合等に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 119円95銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 26円89銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

当社の主要株主である筆頭株主のエコ・キャピタル合同会社が、その保有する当社普通株式2,450,000株を、2022年10月7日付で株式会社オーバービューに売却した旨の2022年10月17日付大量保有報告書の変更報告書、及び2022年10月20日付訂正報告書を提出したことにより、当社の主要株主である筆頭株主に異動が発生したことを確認いたしました。

### 13. その他の注記

#### (1) 資産除去債務に関する注記

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

##### ①当該資産除去債務の概要

太陽光発電用土地の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

##### ②当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から18年と見積り、割引率は当該使用期間に見合う国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

##### ③当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	11,681千円
有形固定資産の売却に伴う減少額	9,273千円
時の経過による調整額	27千円
期末残高	2,435千円

#### (2) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症について、現時点では、ワクチン接種の進展、ブースター接種による予防効果の向上による感染抑制等により、経済活動を再開する流れとなっていることから、当社グループの事業活動が大幅に制限を受ける可能性は低く、収束時期等の予測は困難であるものの、当社グループの業績への影響は現時点では限定的であるものと考えております。

当社グループでは、当該仮定を繰延税金資産の回収可能性及び固定資産の減損等の会計上の見積りに反映しております。

なお、当社グループは、現在入手可能な情報に基づいて会計上の見積り・判断を行っておりますが、新型コロナウイルス感染症の長期化、あるいは変異株の出現等によって世界的な感染症の再拡大が及んだ場合には、将来における財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

- ・ 子会社株式(子会社出資金を含む) 移動平均法に基づく原価法であります。
- ・ その他有価証券  
市場価格のない株式等 移動平均法に基づく原価法であります。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	4～15年
機械及び装置	5～13年

##### 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、耐用年数について、特許権は8年としております。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### 貸倒引当金

売上債権その他これに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

##### 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

##### 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に伴う損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

#### (4) 収益及び費用の計上基準

当社は顧客との契約から生じる収益として、主に再生可能エネルギー事業、サステナブル事業を行っており、これらの事業から生じる収益は顧客との契約に従い計上しております。

##### イ. 再生可能エネルギー事業

再生可能エネルギー事業は、主として太陽光発電所の販売、売電事業等から構成されており、主な収益ごとに以下のとおり収益を認識しております。

##### (太陽光発電所の販売)

太陽光発電所の販売事業は、主に稼働中の太陽光発電所や太陽光モジュール等の仕入販売を行う事業であり、顧客との販売もしくは譲渡契約に基づき、当該物件の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は物件が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

##### (売電事業)

売電事業は、日本国内において太陽光発電による電気を、顧客である電気事業者へ販売する事業であり、顧客との売電契約に基づき電気の供給を行う義務を負っております。当該履行義務は、一定期間にわたる売電供給サービスに応じて充足されるものであり、供給した売電サービスに応じて収益を計上しております。

##### ロ. サステナブル事業

サステナブル事業は、主に消毒用噴霧器を販売する事業であり、顧客との販売契約に基づき、当該商品の引き渡しを行う義務を負っております。当該履行義務は商品が引き渡される一時点で充足されるものであり、当該引き渡し時点において収益を計上しております。

#### (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

- ・連結納税制度の適用 連結納税制度を適用しております。
- ・連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

## 2. 会計方針の変更に関する注記

### (1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。収益認識会計基準等の適用による当事業年度の損益に与える影響はありません。

### (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、時価算定会計基準の適用による計算書類に与える影響はありません。

## 3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

## 4. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 固定資産の減損

#### ① 当事業年度の計算書類に計上した金額

有形固定資産合計	655,427千円
無形固定資産合計	630千円

#### ② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 5. 貸借対照表に関する注記

### (1) 有形固定資産の減価償却累計額 61,072千円

### (2) 保証債務

次の関係会社以外の会社について、金融機関からのリース債務に対して債務保証を行っております。

株式会社Green Micro Factory	1,368千円
-------------------------	---------

(3) 偶発債務

当社は、過去の顧客・取引先から損害賠償等の請求を求める訴訟を複数提起されております。これら訴訟の請求額は合計で42,911千円であり、現在係争中であります。当社といたしましては、訴訟において当社の主張を行っていく方針であります。

(4) 関係会社に対する債権及び債務

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、以下のとおりであります。

短期金銭債権	164,369千円
短期金銭債務	647千円

(5) 割賦払いによる所有権留保資産

割賦払いにより購入しているため、所有権が留保されている資産及び設備関係未払金残高は次のとおりであります。

①所有権が留保されている資産

機械及び装置	444,161千円
--------	-----------

②設備関係未払金残高

設備関係未払金	33,849千円
長期設備関係未払金	448,105千円

## 6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	182,400千円
売上原価	387,431千円
営業取引以外の取引高	60,758千円

## 7. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	増加株式数	減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	1,014,919株	1,960株	－株	1,016,879株

(注) 自己株式の増加株式数1,960株は、株式併合に伴う単元未満株式の買取りによる増加1,960株であります。

## 8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

繰越欠損金	201,341千円
貸倒引当金	12,956千円
関係会社事業損失引当金	279千円
関係会社出資金評価損	12,519千円
減損損失	15,106千円
関係会社株式	3,062千円
未払金	8,247千円
未払事業税	1,181千円
保証金	2,909千円
その他	9,530千円
繰延税金資産小計	267,133千円
評価性引当額	△266,696千円
繰延税金資産合計	437千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△657千円
繰延税金負債合計	△657千円
繰延税金資産の純額	△220千円

## 9. 関連当事者との取引に関する注記

### 子会社及び関連会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	株式会社ジー・スリーファクトリー	所有 直接 100.0%	役員の兼任 経営指導	資金の貸付	70,000	1年内回収 予定の関係 会社長期 貸付金	120,000
				貸付金の 回収	80,000		
				利息の受取 (注)1	10,132	-	-
				経営指導料 等の受取 (注)2	180,000	未収入金	33,074
				連結納税 個別帰属額	16,354		
子会社	合同会社エコ・グリーン1号	所有 直接 100.0%	役員の兼任	貸付金の 回収	31,000	未収入金	9,911
				債権の放棄 (注)3	43,000	-	-
子会社	合同会社エコ・グリーン2号(注4)	所有 直接 100.0%	役員の兼任	貸付金の 回収	90,369	-	-
				債権の放棄 (注)5	5,630	-	-
子会社	飯塚市有井太陽光発電合同会社(注6)	所有 直接 100.0%	役員の兼任	太陽光発電 所の仕入	114,865	-	-
				資金の立替	130,817	-	-
				立替金の 回収	130,817	-	-
子会社	盛岡市大ヶ生太陽光発電合同会社(注6)	所有 直接 100.0%	役員の兼任	太陽光発電 所の仕入	269,232	-	-
				資金の立替	304,180	-	-
				立替金の 回収	304,180	-	-

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 資金の貸付の金利につきましては、市場金利等を勘案して合理的に決定しております。
2. 子会社に対する経営指導料の算定については、当社の経営指導運営コストに一定料率を加えたものとし、契約に基づき事業年度毎に当社が設定しております。

3. 貸付金の一部について債権放棄を行っております。これに伴い、貸倒引当金40,719千円の戻入れを行っております。
4. 合同会社エコ・グリーン2号は、当連結会計年度中に出資持分のすべてを譲渡したことに伴い、子会社ではなくなっております。このため、議決権の所有割合、期末残高については株式の売却時点のものを、取引金額は関連当事者に該当しなくなった日までの取引高を記載しております。
5. 出資持分の全ての譲渡に伴い、貸付金の一部について債権放棄を行っております。これにより、貸倒引当金21,478千円の戻入れを行っております。
6. 盛岡市大ヶ生太陽光発電合同会社、及び飯塚市有井太陽光発電合同会社は2022年4月15日に新たに設立しましたが、2022年8月25日にそれぞれ持分のすべてを譲渡し、子会社ではなくなっております。このため、議決権の所有割合、期末残高については株式の売却時点のものを、取引金額については、子会社であった期間のものをそれぞれ記載しております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主（個人） 及びその近親者が 議決権の過半数を 所有している会社 (当該会社の子会 社を含む)	株式会社ユニ・ロット	被所有 直接 0.2%	太陽光関連 商品の販売 役員の兼任 業務提携契 約の締結	太陽光発電 所の是正工 事	4,650	未払金	15,930

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. (株)ユニ・ロットは、当社の実質的な主要株主であり役員に準ずる者である日壁善博氏及びその近親者が議決権の過半数を間接所有する会社であります。
2. 太陽光関連商品の販売につきましては、価格その他の取引条件を一般的な取引条件と同様に決定しております。

## 10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報について、個別注記表「1. 財務諸表作成のための基本となる重要な事項に関する注記」、「(4) 会計方針に関する事項」、「⑤収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

## 11. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 113円83銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 30円98銭  |

## 12. 重要な後発事象に関する注記

当社の主要株主である筆頭株主のエコ・キャピタル合同会社が、その保有する当社普通株式2,450,000株を、2022年10月7日付で株式会社オーバービューに売却した旨の2022年10月17日付大量保有報告書の変更報告書、及び2022年10月20日付訂正報告書を提出したことにより、当社の主要株主である筆頭株主に異動が発生したことを確認いたしました。

## 13. その他の注記

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り  
連結注記表に記載しているため、記載を省略しております。